

## (議事要旨)

### ○社会資本総合整備計画『滋賀県における土砂災害対策の推進（防災・安全） （一般）・（重点）』の事後評価

#### ●委員

北谷川通常砂防について、残事業の堰堤4基における工事を休止することだが、B/Cも0.9と低く、休止をすることで大きな損失はないと予想されることから休止の判断は妥当と考える。事業を進めるとしても用地取得などでさらに期間が延びることも予想されるため、現在の工事をもって休止し、より危険な箇所対策を進めていただきたい。

#### ●委員

定量的指標として用いられている土砂災害危険箇所の整備率が低く、5年間の事業進捗も良くないように見える。最終目標までの時間を考えると、公共事業の中でも非常に遅い部類になるのではないかと。他の公共事業と横並びで比較した際にどうなるのか。また、4,910箇所全てに整備を行うのか。

#### ●砂防課

要対策箇所は、4,910の危険箇所のうち2,532箇所である。整備率に関しては滋賀県だけでなく全国的にも低い状態である。

砂防関係事業の特徴として、危険箇所が点在しているということが挙げられる。1箇所ごとに計画を立てて工事を実施することから時間がかかり整備率も上がりにくい。また、山間地域の対策がメインとなっていることから他事業との安全の考え方も異なり横並びには考えられない。

ハード対策には時間を要するため、ソフト対策も同時に推進している。

#### ●委員

全国の整備率と同程度であるから、整備率が低くてもいいとはならない。また、ソフト対策はどの事業においても同じように取り組んでいる。滋賀県の公共事業における砂防事業の位置づけを議論する必要があるのではないかと。

保全対象となる人家が5戸以上の箇所を要対策箇所としているが、5戸未満の箇所はどうなるのか。また、事業をしている途中で保全人家が減少した場合にはどうなるのか。

#### ●砂防課

5戸未満については現在の制度では事業は実施できない。

また、事業中に保全対象が減少する例がないとは言えないが、工事着手してから概ね5年以内に完了するため、その間に保全人家が減少することはまれであり、個別に何か対応していることはない。

●委員

滋賀県の地理的特徴を考えると、要対策箇所が多いのは当然であると考え。危険だという情報は大きく広げておいて欲しい。

●委員長

ハード対策でできることは限られており、少しずつしか整備率が向上しないとすると、どこを優先的に対策していくかの判断が重要になる。多くの土砂災害危険箇所がある中で、どこを優先的に対策する、といった選定基準についてはどのように考えているか。

●砂防課

基本的には要望事業であるため、要望をいただいた中で重要なところから対策を進めていく。

●委員

要対策箇所すべてに要望があるのか。また、どこから要望があがってくれば要望とみなされるのか。

●砂防課

自治会から市町を通して要望をいただく。個人単位で要望をいただいていることはない。

●委員

用地交渉への協力は事業化の要件に入っているのか。

●砂防課

入っていない。

●委員

要対策箇所のうち、要望があるのは何箇所あるのか。概ねで良い。

●砂防課

現在事業を実施している箇所を除けば、1%にも満たない。

●委員長

この計画期間内に事業が完了しなかった箇所は次の計画に引き継がれるのか。

●砂防課

そのとおりである。

●委員

今回計画期間内に事業を実施した箇所と、そのうちどの事業が完了したのかがわかる資料はあるか。重点計画の事業完了箇所はどこになるのか。具体的に教えてほしい。

●砂防課

配布資料に計画本文と位置図を添付してある。重点計画の事業完了箇所は「石川谷川」「妓王井川支流」「枝折地区」「保坂地区」「立石川」「毛枚地区」「風呂山谷」の7箇所である。

●委員

砂防堰堤を設計する際、耐震性は考慮しているのか。具体的にどれくらいのマグニチュードや震度を想定しているのか。

また、施設が年々劣化していく中で、作ってから点検を行う仕組みはあるのか。

堆積した土砂は除去するような仕組みになっているのか。

●砂防課

砂防堰堤においては堤高が15mを超える場合には耐震性を考慮した設計を行っている。地盤条件や地域によってどの程度の外力を想定するのかが、技術基準によって定められている。

また、整備済みの施設は順次点検をしている。施設の状況によって毎年点検を行うのか、数年に一度点検を行うのかといったことについて滋賀県の長寿命化計画に位置付けて点検をしている。堆積した土砂に関しては堆砂状況を考慮したうえ、必要に応じて対策をしている。

●委員

重点計画の事業完了箇所の中で要配慮者利用施設を保全した箇所はどこか。何という施設を保全したのか。また、ここでいう要配慮者利用施設とは水防法における要配慮者利用施設と同じなのか。

●砂防課

要配慮者利用施設を保全した箇所は立石川であり、「特別養護老人ホームあぼし」「石部ケアセンター」「石部デイサービスセンター」という施設が保全対象である。また、要配慮者利用施設の定義は水防法と同じである。

●委員

要対策箇所のうち要配慮者利用施設が保全対象に含まれる箇所はどのくらいあるのか。  
立石川の事業完了により、要配慮者利用施設の対策は完了したのか。

●砂防課

150箇所程度存在しているが、未対策箇所はまだある。

●委員

要配慮者利用施設は地域防災計画に記載されているという認識でよいか。

●砂防課

その認識である。

(以上)